

# さんか EXPRESS

掲示用

発行所  
セブン&アイグループ労働組合連合会  
イトーヨーカドー労働組合  
東京都千代田区二番町8-8  
TEL 03-6238-3940  
FAX 03-3261-2358  
発行者 渡邊 健志 編集者 岡山 明日菜

## 《台風15号・19号被災》 セブン&アイ労連「特別カンパ見舞金」について

「台風15号・19号」で被災された組合員、従業員の方々と共に、ご家族、ご親族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。今回の「台風15号・19号」は、国内観測史上最大の勢力をもって、日本全体の広域に及ぶという激甚災害となりました。

この状況を鑑みセブン&アイグループ労働組合連合会として、被災された労連加盟組合の社員（組合員・非組合員に関係なく）「NAFP嘱託社員」を対象に、「特別カンパ見舞金」の実施について確認し、決議しました。概要としましては、東日本大震災時の対応を基本に、住宅被災の見舞金の対象者は「従業員本人」とし、「全壊」「半壊」の方を対象とします。さらに、この度の災害の多くは水害であり、自家用車の水没が多く発生していることから、日常使用している本人名義の車が「修理しても使用できない場合」に限り見舞金の対象とします。

「特別カンパ見舞金」の具体的な内容は、下記の通りとなります。ご確認をよろしくお願い致します。

### 【被災に対する見舞金の考え方】

被災に対する「特別カンパ見舞金」については、【激甚災害指定】を受けた災害に対し、被害状況は規模、範囲を鑑み支給致します。住宅被災は、「全壊」「半壊」を対象とさせていただきます。「家財の損壊」「一部損壊」については対象外となります。車輛被災については「修理しても使用できない場合(廃車)」に限り、見舞金を支給します。

#### 1. 死亡について

従業員本人を基準として、本人により近い関係の方を対象に見舞金を支給します。

- (1) 本人、一等親（実養父母、子）、二等親（実養父母、兄弟姉妹、孫）の順に金額を設定します。
- (2) 配偶者および養父母については、本人に近い関係であるため対象とします。

対象者	金額
本人	100,000円
配偶者	50,000円
実養父母、子	30,000円
養父母	20,000円
実養祖父母、兄弟姉妹、孫	10,000円

## 2. 住宅被災について

住宅の全壊・流失から、壁のヒビやガラスの破損を含め、多くの方が被災されました。今回、従業員本人の住居、持家に居住できるかどうか（全壊・半壊）を基準とし、特に被災の大きい方を対象に「特別カンパ見舞金」を支給します。

【全壊】200,000円・・・新築しなければ居住できない状態。

【半壊】100,000円・・・修理しなければ、そこに居住できない状態（床上浸水、2階が倒壊して住めない等）

## 3. 車輻被災について

仕事や生活をする上で、車が不可欠な地域での被災があることから、日常使用している本人名義の車が、「修理しても使用できない場合（廃車）」に限り「特別カンパ見舞金」を支給します。

【修理しても使用できない場合】50,000円・・・全壊や水没により廃車の場合

※二輪車（バイク）や自転車（電動含む）は対象外となります。

### 【被災項目】

死亡	・ 本人、配偶者、子、実養父母、義父母、兄弟姉妹、実養祖父母、孫
住宅被災	・ 本人の住まいが、全壊、半壊になった場合 ◆全壊 … 家全体が倒壊、水害により流失して、居住が不可能な状態 ◆半壊 … 住家の20%以上70%未満が損壊、床上浸水を対象  ※門柱、駐車場、倉庫など直接居住に関係ない場所は対象外となります
車輻被災	・ 普段仕事や生活で使用する本人名義の車が被災に遭い、修理しても使用できない場合

**\* ご不明な点は、支部代表委員長にお問い合わせください。**